

答申第 6 号の概要

1 件名

総括票についての不訂正決定処分に対する異議申立て

2 訂正請求された情報

実施機関と申立人との間で行われた納税交渉についての内容が記載されている総括票の記述

3 審議会の判断

- (1) 申立人は、納税交渉において申立人が話していないこと及び実施機関の担当職員から聞いていないことが記載されていると主張するが、当審議会の審査においては、その事実を確認することはできず、本件総括票の記載内容が誤りであると認めるに至らなかった。
- (2) 仮に職業について話しがあったとして、申立人は、その職業に関する記載が誤っていると主張するが、「 」と「 」の違いは極めて専門的な区別であって、社会一般の理解からすると、両者の区別はそれ程厳密になされているわけではないので、本件総括票の記載内容が誤りであるとまでは認めることはできない。
- (3) 申立人は、本件総括票の記載内容の一部が申立人が意図した内容どおりに記載されておらず、また申立人が話した内容が記載されていないと主張するが、総括票が実施機関の担当職員が重要と思ったことを要約し書き留めたものであり、あるいは、滞納者との納税交渉において受けた印象、所見を書き留めたものであるとの性格から、納税交渉において話された事柄について、本件総括票の中で申立人が意図した内容どおりに表現されておらず、また申立人が話した事柄が記載されていないからといって、本件総括票の記載内容に誤りがあると認めることはできない。
- (4) 以上により、当審議会は、本件総括票の記載内容について、申立人の主張するような事実の誤りがあるとまでは確認できず、実施機関の行った改正前条例第24条の不訂正決定は妥当であると判断する。